

水道関係功労者知事表彰要領

- 1 この要領は、水道の普及及び維持管理、並びに水道に関する技術の改善等に顕著な功績があり、生活環境の改善又は水道の健全な発展等に貢献した個人及び団体を表彰し、その労苦に報いるとともに、水道事業の発展向上に寄与することを目的とし、併せて水道の衛生管理の完ぺきを期そうとするものである。
- 2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体のうちから決定する。
 - (1) 水道の普及発展のために努力し、生活環境の改善に顕著な功績のあった個人又は団体
 - (2) 水道に関して、有益な調査研究を行い、技術の改善に顕著な功績のあった個人又は団体
 - (3) 水道の維持管理に力を尽くし、その功績特に他の模範とするに足るもの
 - (4) 水道事業に10年以上勤務し、その職責を尽くして特に他の模範とするに足るもの
 - (5) その他特に適当と認めるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。
 - (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるもの
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

- (3) その役員等（法人にあつては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつてはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあつてはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの
- (9) 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの
- (10) 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

- 4 表彰は、原則として毎年水道週間（6月1日から7日）中に行う。
- 5 被表彰者は、市町村長又は福祉保健所長の推薦に基づき、選考のうえ決定する。